

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の効率性と透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ、企業価値の最大化を目指しております。また、企業活動を支えている全ての利害関係者(ステークホルダー)の利益を重視し、長期的かつ継続的な株主価値の最大化を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しておりますので、本欄に記録すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|------------------|-----------|-------|
| 佐久間 亮輔 | 2,400,000 | 36.51 |
| 江口 元昭 | 1,600,000 | 24.34 |
| 株式会社メディアドゥ | 140,000 | 2.13 |
| 江口 弘尚 | 111,600 | 1.70 |
| CBS/IICS CLIENTS | 83,500 | 1.27 |
| 斉井 政憲 | 82,300 | 1.25 |
| 株式会社マイナビ | 80,000 | 1.22 |
| 株式会社SBI証券 | 75,603 | 1.15 |
| 平尾 丈 | 56,800 | 0.86 |
| 楽天証券株式会社 | 55,300 | 0.84 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 グロース |
| 決算期 | 9月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 8名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | |
| 村野 慎之介 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | |
| 中野 玲也 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|------|---|---|
| 村野 慎之介 | | - | 複数の企業における経営者としての経験や社外役員としての経験と幅広い見識に基づき、当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を頂けることを期待し、社外取締役に選任しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。 |
| 中野 玲也 | | 森・濱田松本法律事務所に所属しております。当社は当事務所から、顧問契約に基づき法律面での助言を受けておりますが、同氏は当該顧問契約における当社の担当者ではないこと、当事務所が当社から收受している対価の合計額は、当事務所の年間総収入金額の1%未満となっており、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、十分に独立性を有していると判断しております。 | 弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務及びM&Aや国際業務にも精通しており、当社の経営全般に適宜助言又は提言をいただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断したため、社外取締役として選任しております。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役員数 | 5名 |
| 監査役の人数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査責任者は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、適宜対応しております。
 内部監査責任者及び監査役は、会計監査人(EY新日本有限責任監査法人)と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、相互連携による監査の実効性と効率性の向上に努めております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 小泉 妙美 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 阿曾 友淳 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 成川 弘樹 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|---|--|
| 小泉 妙美 | | - | 長年にわたり公認会計士業務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識からの視点に基づく監査を期待し、社外監査役に選任しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。 |
| 阿曾 友淳 | | 過去に当社の取引先であるEY新日本有限責任監査法人の業務執行者でありましたが、主要な取引先ではありません。 | 長年にわたり公認会計士業務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての経験や上場企業における社外役員としての経験、見識からの視点に基づく監査を期待し、社外監査役に選任しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。 |
| 成川 弘樹 | | - | 長年にわたり弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務及びM&Aにも精通していることから、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断したため、社外監査役として選任しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

すべての社外取締役は、実質的に当社の経営者、及びあらゆる特定のステークホルダーからも独立した判断を下すことができる人材として招聘しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の向上を目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としています。
監査役に対して、株主利益の観点から監査役に求められる適正な監査について更なる意識喚起を行う目的で付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された総枠の範囲内で、優秀な経営人材の確保及び企業価値の持続的な向上に資する職務遂行の動機付けが可能となるような報酬水準及び報酬体系としております。また、個々の取締役の報酬決定に際しては、月額固定報酬とし、当社の業績、各取締役の役位・職責と担当範囲の実績、経営環境や他社の水準等を考慮の上、総合的に勘案して決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、経営管理部がサポートを行っております。月1回の取締役会、監査役会での情報共有並びに、必要に応じて、取締役会の決議内容・報告内容について事前説明を行っております。また、非常勤の監査役には常勤の監査役が重要な会議への出席を行い、随時メール等にて情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会】

当社の取締役会は、本書提出日(2023年12月27日)現在、5名(うち社外取締役2名)をもって構成され、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、業務執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。なお、取締役会には監査役3名(全員が社外監査役)が毎回出席し、必要に応じ意見陳述をする等、取締役の業務執行状況を監査しております。

【監査役会】

当社の監査役会は、監査役3名(全員が社外監査役)をもって構成し、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席しております。また、毎月1回開催される監査役会において会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

現在、監査役の体制は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の3名体制としております。常勤監査役は非常勤監査役と常に連携を密にし、情報管理体制を整備しております。

【経営会議】

経営会議は、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、経営に関する重要な事項を審議・決裁することにより、代表取締役社長及び取締役会を補佐しております。経営会議は、取締役3名、各部門のマネージャー、オブザーバーとして常勤監査役1名で構成しており、月2回開催しております。取締役会への付議事項についての事前討議などを行っています。

【会計監査人】

当社の会計監査は、EY新日本有限責任監査法人を起用しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、石田大輔、佐々木育の2名であり、継続監査年数は8年以内であります。また監査業務に係る補助者の構成につきましては、公認会計士3名、その他11名です。

【内部監査】

当社の内部監査は、代表取締役社長から命を受け、経営管理部マネージャーが各組織の監査を実施しております。ただし、社長室及び経営管理部の監査は企画運営部マネージャーが実施しております。

内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人との連携のもとに、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施し、被監査部門である各組織の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者から代表取締役社長に対して報告書を提出しております。当該報告を踏まえ、代表取締役社長と内部監査担当者が協議し、改善等の指示が必要と判断された場合には、内部監査担当者は速やかに被監査部門組織の責任者に対してその旨を通知いたします。その後の改善状況については、被監査部門である各組織の責任者が内部監査担当者を経由して代表取締役社長に改善状況に関する報告書を提出し、内部監査担当者が改善処置実施状況を確認します。

【その他の委員会】

職務権限上の意思決定機関ではありませんが、上述の他に、当社の経営に関わる重要事項・課題等について広範囲かつ多様な見地から審議するために、以下の委員会を設置しております。

・コンプライアンス委員会

コンプライアンス推進のための施策及び法令違反に対する未然防止策の協議並びに全従業員に対する法令遵守の意識の浸透と徹底を図るために、半期に1回開催しております。

・リスク管理委員会

事業の継続・安定的発展の確保を目的とした広範なリスクの管理を行うために、四半期に1回開催しております。また、サービスの品質と安全性の確保を目的としたリスクについては、サービスリスク管理委員会として、別途、毎月1回開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的及び中立的な経営監視機能の確保は重要と考えており、当社は、独立性の高い社外取締役1名を含む社外取締役2名並びに社外監査役のみで構成される監査役会を設置することにより、経営の監視機能面では、十分に機能する体制が整っていると判断しているため、現状の体制を採用しております。

社外取締役は、それぞれが有する豊富な経験と優れた能力・見識によって取締役会において経営全般、コンプライアンスについて有益な提言を行っております。

社外監査役は、様々な経歴、専門性及び経験等を通じて、客観的かつ公正に当社の経営を監視できる体制を整備しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は9月決算であるため、定時株主総会は集中日ではない12月の開催となります。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 当社は、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく、QRコードを読み取って議決権行使をすることができる「スマート行使」を導入しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| その他 | 第14期定時株主総会招集通知を発送日の10日程度前に、当社ホームページなどで招集通知を開示しております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | ディスクロージャー基本方針を定め、当社ホームページに掲載しています。 https://amazia.co.jp/ir/policy/ | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 1年に2回、決算発表後速やかに決算説明会を開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信、その他適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知を掲載しております。 URL https://amazia.co.jp/ | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 社長室を担当部署としております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 全役職員が遵守すべき規範と行動基準として、「倫理・コンプライアンス規程」を定めるとともに、全役職員への周知徹底を行っております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 今後、検討すべき事項と考えております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 投資者が当社への投資価値を適切に判断するために必要な会社情報を、ホームページ及び適時開示を通じて、迅速に提供するように努めてまいります。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社の全役職員を対象とした行動指針として倫理・コンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。

倫理・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。

内部通報規程に基づき、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程に従い保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。

文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を設置して、リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクの網羅的、総括的な管理を行う。

新たに発生したリスクについては、リスク管理規程に基づいて担当部署にて規程を制定、取締役会にはかるものとする。

取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。

職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。

その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。

経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率の確保を目的として組織規程や職務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を遂行する。

取締役及び使用人の職務遂行の適合性を確保するため、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。また、内部監査責任者は必要に応じて監査役及び監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。

当社の内部監査責任者が内部監査を実施し、業務が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。

この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の行動規範への重大な違反が生じたときは、監査役に報告する。

前項の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

(9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

(10) 監査役が職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役からの請求等に従い円滑に行える体制とする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。

その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社行動規範において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。

反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた反社会的勢力対策規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

(13) リスク管理体制の整備の状況

当社は、公正で健全な企業活動を維持するため、各種規程の整備と運用、各種機関の適切な体制の維持及び的確な監査を実施しております。当社のリスク管理は、監査役の監査業務、会計監査人による定期的な会計監査、内部監査担当者による内部監査、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会での定例会議などを基盤に行われ、社内、社外の公平な視点から業務執行状況を監査・監督し、業務活動の適正性・合理性を評価し、改善提言を行っております。

当社は、法令違反等の未然防止と早期発見による是正措置及び再発防止策を適切に講じることを目的として、常勤監査役及びコンプライアンス委員会担当者並びに顧問弁護士が直接情報受領窓口となる内部通報体制を設置し、運用しております。

(14) その他

顧問契約を締結している弁護士からは、必要に応じアドバイスを受けております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、企業の健全な活動に重大な脅威を与えるあらゆる団体・個人との関係を一切断絶し、組織全体で毅然とした姿勢で対処することを基本方針としております。

基本方針は、「反社会的勢力対策規程」に明文化し、すべての役員及び従業員への周知徹底に努め、対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、地域の暴力追放運動推進センター・警察、顧問弁護士などの外部専門機関との連携を強化し、体制の整備及び情報収集に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

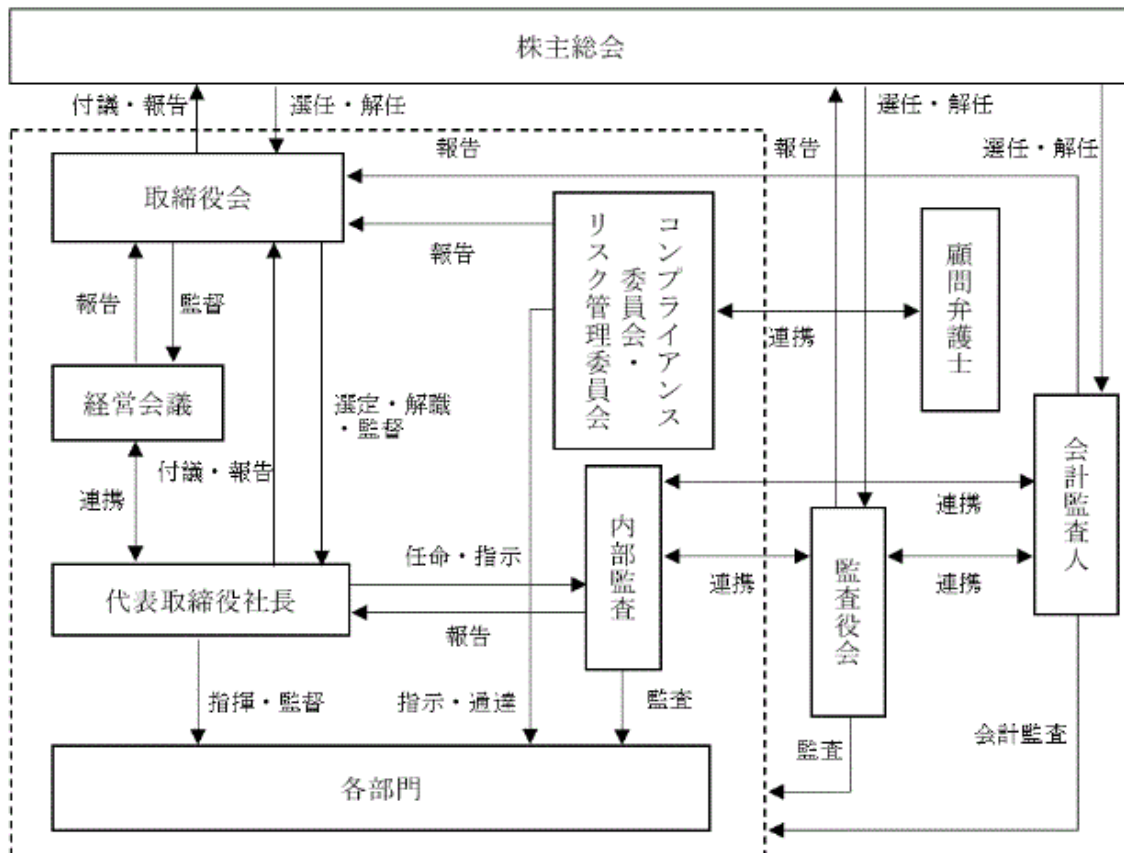
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制等については下記のとおりです。



(2) 適時開示体制の概要

当社は、取締役 CFO を適時開示の責任者としております。

当社は、「金融商品取引法」、「有価証券上場規程」その他関連法規を遵守し、適宜・適切に企業情報を公平に開示するよう努めてまいります。

収集された情報は、適時開示責任者に集められ、検討・手続きを経た上で、公表すべき情報は適時に公表してまいります。

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>

【模式図（適時開示体制の概要）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に発生事実に関する情報等>

<当社に係る発生事実に関する情報等>

